

AMT/NEWSLETTER

Financial Restructuring

2026年2月16日

早期事業再生手続における対象債権に ファイナンス・リース債権を含めることとなった場合の諸論点

弁護士 中山 孝雄¹ / 弁護士 四十山 千代子² / 弁護士 長谷川 稔洋³

Contents

- I. はじめに
- II. 中間整理における検討状況
 - 1. 前提となる条文構造
 - 2. ファイナンス・リース契約の定義
- III. 具体的論点
 - 1. 対象債権該当性の判断における問題点
 - 2. リース資産の資産評定方法から生じる問題点
 - (1)リース資産の評定方法との関係
 - (2)民事再生手続の実務に与える影響
 - 3. 法3条7項の通知が漏れた場合に生じる問題点
 - (1)権利変更決議の効力が及ぶ範囲と問題の所在
 - (2)本来なら対象債権者となるべきファイナンス・リース債権者に通知を発していないことが、権利変更決議前に判明した場合
 - (3)本来なら対象債権者となるべきファイナンス・リース債権者に通知を発していないことが、権利変更決議後に判明した場合
 - 4. 本来なら対象債権者ではないリース債権者を誤って対象債権者として取り込んだ場合
 - (1)あるリース契約がフルペイアウトのファイナンス・リース契約に当たるか否かについて当初から見解の相違がある場合
 - (2)権利変更決議を経て、当該決議の認可の申立てや、認可決定に対して即時抗告が申し立てられた際に、当該リース債権者が対象債権者ではない旨の主張をしてきた場合
 - (3)他の対象債権者からの不服について
- IV. 今後の検討への期待

¹ 裁判官として、2014年東京地方裁判所民事第20部(倒産部)部長、2023年広島高等裁判所長官等を経て、2025年7月AMT入所。

² 現在、産業構造審議会経済産業政策新機軸部会事業再構築小委員会「早期事業再生検討ワーキンググループ」の委員を務めている。

³ 裁判官として、2021年東京地方裁判所民事第20部(倒産部)等を経て、2023年9月AMT入所。

I. はじめに

2025年6月6日、「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」(以下「早期事業再生法」又は「法」という。)が成立し、2026年12月13日(2025年6月13日の公布日から1年6月以内の政令で定める日)までに施行されることとなっている。

制度の詳細については省令等に委ねられている部分が多く、2025年10月以降、産業構造審議会経済産業政策新機軸部会事業再構築小委員会の下に設置された「早期事業再生検討ワーキンググループ」(以下「WG」という。)において検討が進められており、第3回WG(同年12月19日開催)までに行われた議論を踏まえ、同年12月26日に中間整理(以下「本中間整理」という。)が公表されたところである⁴。

本中間整理に対して再生実務家から最も関心が寄せられている論点は、対象債権に一定の要件を満たすファイナンス・リース債権を含めるか否かであるところ、本中間整理では、これを含めるとの方向が示されている。

本稿では、ファイナンス・リース債権が対象債権に含まれることを前提とした場合に考えられる手続上の諸論点について、特に裁判所が関与する場面を中心に、検討を試みることとしたい。

II. 中間整理における検討状況

1. 前提となる条文構造

本法において対象債権とされるのは、(指定確認調査機関による確認の時に)確認事業者(債務者)に対して金融機関等が有する貸付債権等(及びそれに係る確認後の利息・損害金等)である(法2条3項)。この貸付債権等の範囲については、「貸付債権その他信用の供与に基づく債権として経済産業省令で定めるもの」と規定されている(同条2項)。

本中間整理(22頁)では、省令によって、上記「貸付債権等」の「等」に、いわゆるフルペイアウトのファイナンス・リース契約(以下、単に「ファイナンス・リース契約」ということがある。)に基づく債権(以下「ファイナンス・リース債権」ということがある。)を含めることが提案されている。最終的にそのような形となった場合、本制度の仕組みとして、ファイナンス・リース債権は一律に本手続の対象債権として取り込まれることになる。

2. ファイナンス・リース契約の定義

ここでいうファイナンス・リース契約の定義としては、法人税法の規定を踏まえ、以下の①及び②を充たすことを要件とすることが提案されている。

- ① 契約上、中途解約できず、又は解約時の違約金(残リース料合計額のおおむね全額に相当する金額の違約金)等からこれに準ずるものであること(=中途解約禁止要件)
- ② リース利用者が、リース資産に係る取得費用を実質的に負担することとされていること(=フルペイアウト要件)
なお、上記②については、具体的には、リース料の総額が、当該リース資産の取得のために通常要する価額の、おおむね90%超である場合等がこれに該当するとの考え方が示されている⁵。

⁴ 産業構造審議会 経済産業製作新機軸部会 事業再構築小委員会 早期事業再生検討ワーキンググループ「中間整理」(2025年12月26日公表)

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/business_restructuring/early_business_revitalization/pdf/20251226_1.pdf

⁵ なお、リース期間満了後の再リース契約は、一般的にはこれらの要件を満たさず、その実質は賃貸借であるから、原則として対象債権性は否定される。

III. 具体的論点

1. 対象債権該当性の判断における問題点

前記のとおり、対象債権となるリース契約の要件としては、①中途解約禁止要件と②フルペイアウト要件が示されている。①中途解約禁止要件については、リース契約の条項の中に、中途解約を禁止する条項か、中途解約をした場合には残リース料合計額相当の違約金が一括で発生する旨の条項が置かれていることが多いと考えられるため、判断に困る事態は多くはないと考えられる。

他方で、実際にあった例であるが、この法人税法上の取扱いを踏まえ、(事業者倒産時にオペレーティング・リース契約であると主張できるように)リース料の総額が当該リース資産の取得のために通常要する価額の90%を超えないよう設定されており、リース期間満了後の事業者によるリース資産の買取代金をもって、リース資産の取得額をカバーするような制度設計がなされている契約も見受けられる。このような場合、対象債権に含まれるファイナンス・リース契約か否かの判断は悩ましく、これを肯定した場合には、当該リース債権者から対象債権該当性を争われるおそれがあり、これを否定した場合には、対象債権者である他のリース債権者から公平、平等を欠くと指摘されるおそれがある(この問題については後述する。)。

2. リース資産の資産評定方法から生じる問題点

(1) リース資産の評定方法との関係

本中間整理では、リース資産の担保評価について、事業再生ADRにおける実務を踏まえ、未払リース料相当額を負債計上し、見合いとしてのリース資産を「その他償却資産」に準じて評定することとすれば、大半のケースでは「適正に算定された未償却残高」によって評定され、担保によっておおむねカバーされるとの考え方が示されている⁶。

ここでのポイントは、本法においては、対象債権のうち担保によって保全される部分は権利変更の対象とならず(12条2項)、さらに、弁済禁止の例外として手続中の弁済もあり得る(法6条2項、本中間整理65頁)という点である。つまり、ファイナンス・リース債権を対象債権に含めることとされた場合であっても、具体的な事案において、担保によってフルカバーになっているファイナンス・リース債権は、実質的には、対象債権ではない場合と比して大きな差異がないこととなる(もちろん、手続に巻き込まれるという事実上の煩雑さはある。)。

この場合、ファイナンス・リース債権者との間で、いわば残リース債権額をリース資産の価値とみなす黙示の別除権合意を行うのと同じ結果となり、これにより、当該ファイナンス・リース債権者は実質的に手続外債権者となる。

(2) 民事再生手続の実務に与える影響

他方で、同じ再建型の手続である民事再生手続における実務はどうであろうか。

民事再生手続におけるファイナンス・リース債権者との交渉においては、リース資産の価値について、早期処分価値から継続使用価値の間で合意し(つまり、残リース債権額から相応の減額をして)別除権協定を締結している例が多いと思われる。ひとくちにリース資産といっても、搬出・換価が容易な動産もあれば、それが困難な建物内装や什器備品もあるところ、ケースによっては、残リース債権額よりもかなり低い評価額で合意されることもある。

早期事業再生手続も民事再生手続も、広く見ればいずれも事業の継続を前提とした再建型手続であるが、このようにリース債権の担保価値評価に違いが生じる理由は何か。民事再生手続におけるリース債権者との交渉実務に影響が生じる可能性がある。

なお、事業再生ADRにおいては、ファイナンス・リース債権はほぼ対象債権とされてこなかったため⁷、この問題

⁶ 詳細については本中間整理23頁を参照されたい。

⁷ 「実務的には、未経過のリース料債権の額が多額に及び、事業再生の上で当該リース料債権の取扱いが相當に重要であるような場合

は、早期事業再生法が登場し、ファイナンス・リース債権が対象債権とされることによって新たに生じる問題である。

3. 法3条7項の通知が漏れた場合に生じる問題点

(1) 権利変更決議の効力が及ぶ範囲と問題の所在

権利変更決議は、認可の決定の時から、すべての対象債権者に対して効力が生じ(法28条1項、2項)、その効力の発生により、対象債権者の権利は、権利変更決議の内容に従い変更される(法28条4項)。

ここで留意すべきは、「対象債権者」とは、「対象債権」(法2条3項)を有する者のすべてではなく、そのうち、指定確認機関による確認がされた旨の通知(法3条7項)を受けた者と定義されていることである(法2条4項)。つまり、早期事業再生手続の対象債権者となる債権者の範囲は、あくまで指定確認機関による確認がされた旨の通知を受けた対象債権を有する者に限定されている。その意味で、手続開始の公告と債権を届け出る機会の付与を前提に、すべての再生債権者に再生計画の効力を及ぼす民事再生手続(同法177条1項)とは差異がある。

このような仕組みとした趣旨は、指定確認調査機関による通知をもって、早期事業再生手続に参加し得る対象債権者の範囲を画するとともに、権利変更決議の効力が及ぶ対象債権者の範囲を画する機能を付与することにあると解される。このような制度のあり方を前提とすると、確認事業者は、手続を進めるに当たり、対象債権を有し、対象債権者となるべき債権者の把握に十分留意して手続を進める必要がある。また、指定確認調査機関としても、通知を発するに当たり、確認事業者が対象債権を有する者を見落としてないか否かに留意して確認を行うことが期待される。

ただ、そうはいっても、一般に、リース契約は多数存在することも多く、子会社も含めて確認事業者となっているケースでは、本手続を主体的に遂行する親会社においてそれらすべてのリース契約を把握しているとは限らず、認識漏れが生じ、一部の対象債権者となるべき者を見落として手続を進めてしまうといった過誤が起こることも想定される。また、かかる過誤のケースに限らず、リース契約の性質に認識不足や争いがあり、事後にファイナンス・リース契約であることが判明するという事態も想定し得る。

そこで、以下では、本来なら対象債権者となるべきファイナンス・リース債権者に通知を発していないことが、①権利変更決議前に判明した場合、あるいは、②権利変更決議後に判明した場合に、それぞれどのような課題が生ずるのかという点について検討する。

(2) 本来なら対象債権者となるべきファイナンス・リース債権者に通知を発していないことが、権利変更決議前に判明した場合

この場合、確認事業者は、指定確認調査機関に対し、当該ファイナンス・リース債権者にも法3条7項の通知をするよう要請し、通知を発してもらうとともに、権利変更議案や早期事業再生計画を補正し、当該ファイナンス・リース債権者を含む対象債権者に対する十分な説明を行い、指定確認調査機関においてこれら一連の補正手続を調査・是認した上で、権利変更決議に至るといった対応をとることが想定される。これらの手順を踏めば、手続上の瑕疵は治癒されたということができ、権利変更決議やその認可・不認可の決定に影響は生じず、当該ファイナンス・リース債権者に対しても、認可された権利変更決議の効力が及ぶことになる。

(3) 本来なら対象債権者となるべきファイナンス・リース債権者に通知を発していないことが、権利変更決議後に判明した場合

ア 権利変更決議の効力が及ぶ債権者の範囲

前提として、既に指摘したとおり、一部のファイナンス・リース債権者に対する通知が漏れた状態で権利変更決

を除くと、リース料債権を担保付債権として取り扱った上で対象債権として金融調整の対象とするという事例はあまり多くはないものと考えられる」とされる。(事業再生実務家協会編『事業再生 ADR のすべて[第2版]』(商事法務、2021年)252頁)

議が認可された場合には、その効力は当該ファイナンス・リース債権者には及ばない(法 28 条 2 項)。当該リース債権者は、従前どおり、対象事業者に対し、リース料の支払を請求できる関係にある。

イ 権利変更決議の認可・不認可に伴う問題

権利変更決議の効力が当該ファイナンス・リース債権者に及ばないとしても、本来、対象債権者として加えるべき債権者を手続に参加させず、権利変更決議がされたという意味で、少なくともその手続には瑕疵があり、これが裁判所との関係で、権利変更決議の認可・不認可の決定にどのような影響を与えるのかが問題となる。

認可確定前に確認事業者が自ら漏れに気付いた場合には、いったん認可の申立てを取り下げ、権利変更決議をやり直すことも選択肢の一つとして考えられる⁸。

他方、認可の申立てに当たり対象債権者が裁判所に対し意見を述べる時点で(法 27 条 3 項)、あるいは、認可・不許可決定に対する即時抗告の段階で(同条 6 項)、対象債権者から、対象債権者となるべき一部のリース債権者が手続から漏れているという主張がなされた場合はどうか。

当該リース債権者は、権利変更決議による影響を受けないことから、通常は、不服を述べることはないであろう⁹。その一方で、他の対象債権者からは、法 27 条 2 項 1 号に該当する手続の法令違反の主張や、権利変更決議の内容が実質的に平等原則(法 13 条本文)に違反する旨の主張(本来、当該リース債権者は、対象債権者とされる立場にあったことを踏まえると、権利変更決議の効力を受ける対象債権者とそうではない者が存在することは不平等である旨の主張)がされることも想定されるため、以下検討する。

ウ 手続の法令違反の問題(法 27 条 2 項 1 号)

まず、手続の瑕疵についてみると、当該ファイナンス・リース債権者が非保全債権部分を有していないときは、当該リース債権者はそもそも議決権を有しておらず、権利変更決議の議決権行使に影響を及ぼす地位にはない。このような場合は、対象債権者である者を対象債権者集会に参加させなかつたという手続上の瑕疵があるとはいえ、権利変更決議の結果を左右するものではないから、手続の法令違反の程度も軽微であるといえよう。

次に、当該ファイナンス・リース債権者が非保全債権を有していた場合はどうか。この場合は、当該リース債権者は、議決権を有するにもかかわらず、対象債権者集会に出席する機会や、議決権行使する機会を奪われた関係にある。

多数決の結果が少数者との関係でも正当とされるのは、多数決に参加し得る者に等しく議決権行使の機会を付与する手続を踏んでいるからとの理念を重視すれば、その瑕疵は軽微とはいえないとの考え方もあり得る。しかしながら、この理念を貫くと、非保全債権の多寡を問わず、これを有するファイナンス・リース債権者を一人でも見落とした場合は、権利変更決議を経たそれまでの手続がすべて否定されることになり、実務に及ぼす影響は大きい。先に述べたとおり、権利変更決議に参加できなかつたファイナンス・リース債権者には決議の効力が及ばないという意味で、当該リース債権者への影響は少ないといった事情も加味すると、当該リース債権者に付与されるべき議決権との関係で、当該議決権が賛成又は反対のいずれの投票として行使されたことを仮定したとしても、権利変更決議の成否に影響を及ぼさない関係が認められる場合は、当該リース債権者は、権利変更決議の結果に影響を及ぼす地位にはなかつたのであるから、手続の法令違反の程度は軽微であるとして、法 27 条 2 項 1 号の不許可事由には当たらないと考える余地がある。

エ 平等原則違反の問題(法 13 条本文)

次に、権利変更決議の内容が、平等原則に違反する旨の主張がされた場合は、どのように考えるべきであろう

⁸ 早期事業再生法には認可の申立ての取下げを制限する規定は設けられていないため、少なくとも認可が確定するまでは申立てを取り下げることが可能と考えられる。ただし、権利変更決議の効力自体は認可の時にいったん生じていることに留意が必要である。

⁹ ちなみに、即時抗告をすることができる者は確認事業者及び対象債権者に限られているため(法 27 条 6 項)、法 3 条 7 項の通知を受領していない債権者は即時抗告をすることはできない。

か。手続に参加したファイナンス・リース債権者を含む対象債権者は権利変更決議の効力が及んで権利が変更されるのに対し、確認事業者の落ち度により、本来、対象債権者の地位にあるべきファイナンス・リース債権者が手続に参加できなかつたがゆえに、権利変更決議の効力が及ばないといった事態は、対象債権者からすれば、不満が残り得る事態であることは疑いがない。

しかしながら、既に指摘したとおり、早期事業再生手続に参加するのは、対象債権を有するすべての債権者ではなく、そのうち法3条7項の通知を受けた者とされている（法2条4項）。この制度の仕組みから、可能な限り対象債権者となるべき者を見落とさないよう留意することが要請されるとはいえ、現実には、見落としなどから、対象債権を有する者でも手続に参加できないといった事態が生ずることも想定されているというべきである。また、法13条本文が要請する平等は、条文上も、「対象債権者」の間で平等でなければならないとされており、対象債権者と「対象債権者の地位に立ち得る者」との平等までは想定されていない。さらに、早期事業再生手続に参加する機会を付与されていないファイナンス・リース債権者の立場からすれば、権利変更決議の効力を及ぼされないわけではないというのはもっともなことであるから、この立場にある者と、対象債権者との間の平等を問題とすることは、そもそも比較の前提に無理があるとの見方もあり得る。こういった事情に着目すれば、法13条本文所定の平等原則に違反しないと考える余地もあるように思われる。

4. 本来なら対象債権者ではないリース債権者を誤って対象債権者として取り込んだ場合

(1) あるリース契約がフルペイアウトのファイナンス・リース契約に当たるか否かについて当初から見解の相違がある場合

対象債権該当性についての見解の相違に起因して、本来、対象債権者として手続に参加させるべきではないにもかかわらず、当該リース債権者を対象債権者と把握して手続に参加させてしまうといった事態も想定されないわけではない。

当該リース債権者が、手続の開始前あるいは手続の早い段階から、自己のリース債権はフルペイアウトのファイナンス・リース契約に基づくものではない旨の主張をしている場合は、指定確認調査機関は、確認事業者と連携しながら、当該リース契約の性質について検討し、要件該当性を慎重に判断しながら、該当性に疑問がある場合は、当該リース債権者を対象債権者としない旨の対応をとることが考えられる¹⁰。

(2) 権利変更決議を経て、当該決議の認可の申立てや、認可決定に対して即時抗告が申し立てられた際に、当該リース債権者が対象債権者ではない旨の主張をしてきた場合

ア 当該リース債権者は、対象債権者でないであれば、非保全債権部分についても全額の弁済を受けることができるにもかかわらず、誤って対象債権者とされて、権利変更決議の効力が及ぶとされているのであるから、それを是正するために、法27条2項1号の手続違反がある旨を主張することが想定される。

裁判所における判断においては、リース債権の対象債権該当性は、基本的には、指定確認調査機関による調査報告書の内容を前提に判断されるべきであり、指定確認調査機関がこの判断を誤るといった事態は一般的には想定し難い。しかし、仮に要件該当性の判断が明らかに相当とはいえない場合は、本来、対象債権者ではない者を対象債権者に加えて対象債権者集会や権利変更決議をしたという意味で手続の違反があることになる。

ここでは、既に前記3(3)ウで検討したのと同様の視点から、権利変更決議において、仮に当該リース債権者の議決権がなかったとした場合、決議の結果にどのような影響があったか否かを検討し、影響がないのであれば、権利変更決議を含めて手続の法令違反の程度は軽微なものと考える余地があるように思われる。

¹⁰ この場合に関連するものとして、法3条1項の確認の取消しに関する規定（法5条1項）があるが、誤って、本来対象債権を有しない者を対象債権者として取り込んで手続を進めてしまった場合に常に法3条1項の確認を取り消す必要があるのか、今後制定される省令等も踏まえて検討が必要である。

イ なお、権利変更決議の認可決定が確定したとしても、誤って対象債権者とされたリース債権者の債権が権利変更決議により変更されるというものではない。そうすると、当該リース債権者は、例えば給付訴訟により、確認事業者を被告としてリース債権の支払いを求める余地が残ることになる。

(3) 他の対象債権者からの不服について

手続に関与した対象債権者は、本来手続に参加すべきではないリース債権者が手続に加わったことについて、自ら不服をいうインセンティブは比較的少ないと思われる。しかし、権利変更決議の際に反対票を投じたものの、可決認可されたことに不服のある対象債権者が、法 27 条 2 項 1 号の主張をすることも想定される。その場合の対応は、既に検討したところと同様であろう。

IV. 今後の検討への期待

ファイナンス・リース債権を対象債権に含めることとする場合、以上で検討してきたような様々な論点が想定される。現在 WG では、弁済禁止の例外の規定をどこまで拡充するか等も含めて議論がなされているところであり、最終的にどのような制度設計とされるのか、実務家の関心が集まっている。引き続き WG において検討が深められることが期待される¹¹。

以上

¹¹ 本稿を作成するに当たり、文中に記載したもののはかに、山本和彦、菅野百合、四十山千代子ほか「特集 早期事業再生法の全体像」(『事業再生と債権管理』191 号(金融財政事情研究会、2026 年)6 頁以下所収)を参考にした。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願ひいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 中 山 孝 雄(takao.nakayama@amt-law.com)
弁護士 四十山 千代子(chiyoko.yosoyama@amt-law.com)
弁護士 長谷川 稔 洋(toshihiro.hasegawa@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。